

平成30年度 第10回全体庁議（11月7日開催）

区分	審議・報告	案件名 (担当部)	(2) 帯広市災害廃棄物処理計画（原案）について [市民環境部]
----	-------	--------------	----------------------------------

■ 提案・報告の趣旨

大規模災害発生時に、大量に発生する災害廃棄物の処理について、平常時とは異なる体制のもと長期的・継続的な対応が必要となることを想定し、災害時の基本的事項を事前に整理するため、帯広市災害廃棄物処理計画の策定作業を進めてきた。この度、帯広市災害廃棄物処理計画(原案)をとりまとめたため、平成30年11月16日の厚生委員会に報告するもの。

■ 提案・報告の主な内容(概要)

(帯広市災害廃棄物処理計画(原案)の概要)

第1編 総則

①計画の目的と位置づけ～災害廃棄物処理の基本的事項、災害廃棄物処理実行計画作成後の具体的処理を円滑に進めるための必要事項を整理する。

②想定災害～帯広市地域防災計画で想定する地震、水害等の自然災害とする。

③処理主体～原則として帯広市が処理主体となるが、被災規模に応じて北海道、国等へ支援要請する。

④処理の基本方針～3年以内の処理完了を基本とし、廃棄物減量化・再資源化、公衆衛生の確保等を優先する。

⑤組織体制～帯広市地域防災計画の防災組織に基づき、市民環境部清掃班が災害廃棄物処理を担当する。

⑥情報収集及び広報～被災情報等の収集、住民への広報・啓発等を行う。

第2編 一般廃棄物処理施設

災害廃棄物についても、十勝圏複合事務組合が運営し構成市町村で共同処理を行う施設等をできる限り活用する。

第3編 災害廃棄物対策

①災害発生直後の優先的実施業務～情報収集、住民周知、仮置場設置等を優先的に実施する。

②災害廃棄物発生量等の推計～十勝平野断層帯の直下型地震で推計した場合、災害廃棄物発生量は約27.8万トン、十勝圏複合事務組合の中間処理施設(可燃物)の処理可能量は約2.4万トン、仮置場必要面積は約10haと推計している。

③災害廃棄物処理実行計画の策定～災害発生後概ね1か月以内を目途に速やかに策定し、具体的処理を進める。

④仮置場～平常時から候補地を選定し、災害発生後は、必要面積、交通アクセスなどを考慮し、迅速に設置する。

⑤適正処理困難廃棄物等～災害廃棄物対策指針(環境省)等を参考に優先的・早期に回収・保管・処分を行う。

⑥水害廃棄物～腐敗性廃棄物の優先的処理を行い、ふるい等の処理により土砂・泥などを取り除く。

第4編 課題及び地域特性として考慮すべき事項

①廃棄物処理施設の処理可能量の不足～大幅に不足するおそれがあり、北海道や民間事業者への支援要請、協力依頼を行う。

②冬季災害発生時の対応～収集運搬ルートを検討、寒冷・積雪対策等を行う。

③実行手順書の作成～災害廃棄物処理計画に沿った具体的手順を作成する。

■ 今後のスケジュール

・平成30年11月27日～平成30年12月27日 パブリックコメント実施

・平成31年2月 計画案を作成、厚生委員会へ報告

・平成31年3月 計画策定

※この間、上記のほか、環境省、北海道、一部事務組合等の関係機関と協議を継続するとともに、環境省人材育成モデル事業への参加、廃棄物減量等推進審議会への報告等を行う予定

■ 審議結果

・同内容で、11月16日厚生委員会へ報告することで了承された。

■ その他、指摘事項等

・特になし